

N I C T総合テストベッド利用規約

(目的)

第1条 N I C T総合テストベッド利用規約（以下「本規約」という。）は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）がN I C T総合テストベッドを利用させる場合における利用者の義務及び責任その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 N I C T総合テストベッド 機構がI C T関連研究開発成果の技術実証及び社会実証を推進するために利用者に提供する実証基盤（別表に掲げる実証基盤に限る。）をいう。
- 二 利用者 機構においてN I C T総合テストベッドに関する業務を行う総合テストベッド研究開発推進センター（以下「センター」という。）に対しN I C T総合テストベッドの利用を申請し、センターから当該申請を許可された者をいう。

(適用)

第3条 センターがN I C T総合テストベッドの利用の根拠として認めた委託研究契約及び共同研究契約その他の取決めに定めのない事項については、本規約を適用するものとする。

2 総合テストベッド利用共同研究約款及びセンターが別に示すN I C T総合テストベッドの利用に関する文書等と本規約の内容が異なる場合には、本規約を優先して適用するものとする。

(利用申請)

第4条 N I C T総合テストベッドの利用を希望する者は、センターが別に定める手続に従って、センターに対して当該利用を申請するものとする。

2 利用者は、センターが前項に定める申請を許可した場合に限りN I C T総合テストベッドを利用できるものとする。

(義務及び責任)

第5条 利用者は、次の各号に定める行為をしてはならない。センターは、次の各号に定める利用者の行為について一切の責任を負わないものとする。

- 一 専ら営利を目的としてN I C T総合テストベッドを利用する行為
- 二 N I C T総合テストベッドの提供及び利用を妨害する行為
- 三 N I C T総合テストベッドに適用される法令（外国法を含む。）に反する行為
- 四 センターが前条により許可した内容と異なる目的及び方法でN I C T総合テストベッドを利用する行為
- 五 センターの事前の許可を得ることなく利用者とは異なる者（以下「他者」という。）にN I C T総合テストベッドを利用させる行為

- 六 センターが利用者を認証するために発行した情報を漏えいする行為
- 七 公序良俗に反する方法でN I C T総合テストベッドを利用する行為
- 八 第6条第2項の助言等の趣旨に反する行為
- 九 その他センターが禁止する行為

- 2 センターは、前項各号に該当する行為を行った利用者に対し、N I C T総合テストベッドの利用を中止させることができるものとする。
- 3 利用者がセンターの事前の許可を得て他者にN I C T総合テストベッドを利用させる場合、利用者は、当該他者が本規約を遵守するために必要な事項を当該他者との間でも約定させなければならない。この場合において、利用者は当該他者が本規約を遵守するよう管理及び監督する一切の責任を負うものとし、センターは当該他者に対しいかなる義務及び責任も負わないものとする。
- 4 センターは、利用者によるN I C T総合テストベッドの利用において、N I C T総合テストベッドの通信の品質、サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の完全な確保、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（データ、プログラム、ソフトウェア等を含む。）をいう。次項から第7項において同じ。）の完全性の確保その他のN I C T総合テストベッドの機能及び性能について、利用者に対して一切の保証を行わないものとし、当該機能及び性能に起因する利用者の損害について一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者は、N I C T総合テストベッドを構成する設備及び機器に電磁的記録を伝送及び保存する場合（利用者が第三者に伝送及び保存させる場合を含む。以下の条項において同じ。）、当該電磁的記録の内容及び動作に関して全ての責任を負うものとし、センターは一切の責任を負わないものとする。この場合において、利用者によるN I C T総合テストベッドを構成する設備及び機器への電磁的記録の伝送及び保存は、センターに対して自らが保有する情報、資料、研究試料等の開示、提供又は貸与行為には該当しないものとする。
- 6 利用者は、N I C T総合テストベッドを構成する設備及び機器に電磁的記録を伝送及び保存させることによって機構及び第三者（外国政府等を含む。）に損害を与えたとき、当該損害に対し全ての責任を負うものとし、センターは一切の責任を負わないものとする。その他N I C T総合テストベッドの利用に関して第三者から法的な請求を受けた場合についても、利用者が責任をもって対応するものとする。
- 7 機構は、利用者がN I C T総合テストベッドにおいて伝送及び保存する電磁的記録のうちN I C T総合テストベッドの運用状況を確認するために必要なものについて、利用者が同意した内容に従って、機構及び利用者の研究開発の実施又はN I C T総合テストベッドの運用環境の向上のために利用することができるものとする。
- 8 利用者は、他の機関等が管理及び提供するサービス等についてN I C T総合テストベッドを通じて利用するとき、当該他の機関等が定める規定等を遵守しなければならない。この場合において、センターは、当該他の機関等が管理及び提供するサービス等について一切の責任を負わないものとする。

- 9 利用者は、センターが示す文書その他の情報に留意して、N I C T総合テストベッドの利用に支障が生じないように自ら必要な対策を講じた上でN I C T総合テストベッドを利用しなければならない。センターは、利用者がN I C T総合テストベッドに接続する機器等への損害について一切の責任を負わないものとする。
- 10 利用者は、センターが実施する利用者間の利用に関する調整その他のN I C T総合テストベッドの運営に協力しなければならない。
- 11 利用者は、センターが実施するアンケートその他のN I C T総合テストベッドの利用状況及び利用の成果等に関する調査に協力しなければならない。

(パーソナルデータの取扱い)

- 第6条 利用者は、N I C T総合テストベッドの利用において、個人に関する情報（以下「パーソナルデータ」という。）を取り扱う場合には、当該パーソナルデータの取扱いについて、センターの同意を得た上で、別に定めるところにより、機構が設置する委員会の審議を受けなければならない。
- 2 利用者は、前項の審議において委員会から助言等があったときは、当該助言等を踏まえてパーソナルデータを取り扱わなければならない。
 - 3 利用者は、N I C T総合テストベッドの利用に伴うパーソナルデータの取扱いについて全ての責任を負うこととし、機構は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

- 第7条 第4条の規定にかかわらず、利用者は、自己または他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難が発生している状況において、当該危難に対処する目的でやむを得ずN I C T総合テストベッドを利用するとき、センターの事前の承諾を得ることなくN I C T総合テストベッドを利用できるものとする。
- 2 前項に基づきN I C T総合テストベッドを利用した利用者は、当該利用の後速やかにセンターに対してその旨報告しなければならない。

(規約の改正)

- 第8条 センターは、自らの判断によって本規約を改正できるものとする。センターは、本規約の改正に先立ち、利用者に対して改正案を周知するものとする。
- 2 センターは、前項の改正の内容が本規約の目的に反せずN I C T総合テストベッドの適切な利用を確保するものとなるよう留意するものとする。

別表 N I C T総合テストベッドを構成する実証基盤

名称	構成する設備、機器等の概要
超高速研究開発ネットワークテストベッド	1 機構がN I C T総合テストベッドを構成するために調達する回線 2 機構が所有する通信の伝送・制御・分配装置、回線接続装置、情報処理装置、情報蓄積装置、プログラム等 3 キャラバンテストベッド及びI o Tゲートウェイを構成する機器
大規模エミュレーションテストベッド	機構が所有する通信の伝送・制御・分配装置、回線接続装置、情報処理装置、情報蓄積装置、プログラム等
広域SDNテストベッド	機構が所有する通信の伝送・制御・分配装置、回線接続装置、情報処理装置、情報蓄積装置、プログラム等
大規模I o Tサービステストベッド	機構が所有する通信の伝送・制御・分配装置、回線接続装置、情報処理装置、情報蓄積装置、プログラム等

別表に掲げる設備、機器等の詳細は、別途文書等において示すものとする。